

令和6年（措）第4号

排 除 措 置 命 令 書

熊本市西区中原町656番地

熊本県漁業協同組合連合会

同代表者 代表理事 藤 森 隆 美

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第20条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別紙1中の用語のうち、別紙1「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙1「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 熊本県漁業協同組合連合会（以下「熊本県漁連」という。）は、次の(1)から(3)までの行為を取りやめなければならない。
 - (1) 別紙2記載の漁業協同組合（以下「漁業協同組合」を「漁協」といい、別紙2記載の漁協を「15漁協」という。）の管轄する区域内の海苔生産者に対し、15漁協を介して、熊本県漁連が運営する乾海苔の共販の利用を認める条件として、乾海苔の全量について特定系統出荷を求めることにより、乾海苔の系統外出荷を行わないようにさせている行為
 - (2) 15漁協の管轄する区域内の海苔生産者に対し、15漁協を介して、熊本県漁連が運営する乾海苔の共販の利用を認める条件として、熊本県漁連が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔について、熊本県漁連への処分の一任を求めることにより、当該乾海苔の系統外出荷を行わないようにさせている行為
 - (3) 乙種指定商社に対し、浜買いを行わないことを求めている行為
- 2 熊本県漁連は、次の事項を理事会において決議しなければ

ばならない。

- (1) 前項(1)から(3)までの行為を取りやめること
- (2) 甲種指定商社に対し、浜買いを行わないことを求めている行為を取りやめている旨を確認すること
- (3) 指定商社に対し、熊本県漁連が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔について、熊本県漁連が処分することの確認を求めている行為を取りやめている旨を確認すること
- (4) 今後、前項(1)から(3)までの行為並びに本項(2)及び(3)の行為と同様の行為を行わないこと

3 熊本県漁連は、前2項に基づいて採った措置を、大浜漁業協同組合（以下「大浜漁協」という。）、「15漁協」及び大浜漁協の管轄する区域内の海苔生産者並びに指定商社に通知し、かつ、自らの職員並びに「15漁協」の役員及び職員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

4 熊本県漁連は、今後、第1項(1)から(3)までの行為並びに第2項(2)及び(3)の行為と同様の行為を行ってはならない。

5 熊本県漁連は、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 乾海苔の取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成並びに同指針の自らの役員及び職員並びに「15漁協」の役員及び職員に対する周知徹底
- (2) 乾海苔の取引に関する独占禁止法の遵守についての、自らの役員及び職員並びに「15漁協」の役員及び職員に対する定期的な研修並びに第三者による定期的な監査

6 熊本県漁連は、第1項から第3項まで及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

ならない。

理 由

第 1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人の概要

ア 熊本県漁連は、昭和24年11月18日に水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）であり、肩書地を主たる事務所として、熊本県を管轄する区域（以下「熊本県漁連管内」という。）とし、漁獲物等の販売その他の経済事業等を行っている。

イ 熊本県漁連は、熊本県漁連管内に管轄する区域を有する漁協を正会員とし、また、法律に基づいて設立された熊本県漁連管内に住所を有する協同組合であって正会員と同種の事業を行うもの等を准会員としている。熊本県漁連の会員の数は、令和5年3月末日現在、合計40名であり、そのうち正会員が37名、准会員が3名である。

ウ 熊本県漁連は、意思決定機関として総会及び理事会を置き、経済事業等の運営方針を決定している。

(2) 熊本県漁連管内における海苔の養殖業

ア 海苔の養殖業を営むためには漁業権が必要であるところ、熊本県漁連管内において、熊本県知事から海苔の養殖業に係る免許を受けて区画漁業権を取得しているのは、令和5年3月末日現在、15漁協に大浜漁協を加えた16の漁協（以下「16漁協」という。）のみである。そのため、16漁協の組合員が、熊本県漁連管内において海苔の養殖業を営むためには、事実上、所属する漁協から区画漁業権の行使を認めもらう必要がある。

イ 令和5年3月末日現在、16漁協の組合員のうち、海苔の養殖業に係る区画漁業権の行使を認められた者は276名であり、その多くは小規模な個人事業者である。

(3) 熊本県漁連管内における乾海苔の販売事業

ア 16漁協の管轄する区域内の海苔生産者は、生産した乾海苔のほとんど全ての販売を、自らが所在する区域を管轄する漁協に委託している。

16漁協は、自ら定める「販売業務規程」の「組合員から無条件の販売

委託を受け、系統機関に再委託する」とする規定等に従い、専ら自らが管轄する区域内の海苔生産者から乾海苔の販売を受託している。

15漁協は、販売を受託し集荷した乾海苔の検査を行い、かつ、熊本県漁連の定める基準に基づき等級を付した上で、等級ごとにまとめ、当該乾海苔の全ての販売を、熊本県漁連に委託している。

イ 大浜漁協は、全国海苔貝類漁業協同組合連合会（以下「全海苔」という。）の会員となっているところ、販売を受託し集荷した乾海苔のほとんど全ての販売を、全海苔に委託している。

ウ 熊本県漁連は、自ら定める「販売業務規程」の「受託販売は原則として入札販売を行」うとする規定に従い、15漁協から乾海苔の販売を受託し集荷するとともに、当該乾海苔について、自ら入札を実施し、15漁協の管轄する区域内の海苔生産者に代わって指定商社に販売している。

熊本県漁連が実施する乾海苔の入札に参加できる指定商社は、令和5年3月末日現在、甲種指定商社及び乙種指定商社の合計で58社である。

エ 15漁協の管轄する区域内の海苔生産者にとって、熊本県漁連が運営する共販は重要な販路となっており、自らが生産する乾海苔の全てについて代替する販路を確保することは困難である。

他方、15漁協の管轄する区域内の海苔生産者の中には、乾海苔の取引価格によっては系統外出荷の方が多くの販売代金を得られる場合があると考えていること等から、熊本県漁連が運営する共販に加え、系統外出荷を行いたいという意向を有している者がいる。

(4) 熊本県漁連が実施する乾海苔の入札に関する条件等

熊本県漁連が実施する乾海苔の入札の参加資格等の条件のうち甲種指定商社に関するものは、九州地区で乾海苔の販売事業を行う漁連等（正会員が8の漁連等、准会員が全国漁業協同組合連合会（以下「全漁連」という。））の任意団体である、九州地区漁連乾海苔共販協議会（以下「九州共販協議会」という。）が、入札を実施する他の会員と共通の条件として定めている。また、熊本県漁連が実施する乾海苔の入札の参加資格等の条件のうち乙種指定商社に関するものは、熊本県漁連が定めている。

熊本県漁連が実施する乾海苔の入札に参加できる指定商社のうち、甲種指定商社については九州共販協議会が指定し、乙種指定商社については熊本県漁連が指定している。

九州共販協議会の正会員のうち、集荷した乾海苔の入札を自ら実施しているのは熊本県漁連、佐賀県有明海漁業協同組合（以下「佐賀有明漁協」という。）及び福岡有明海漁業協同組合連合会（以下「福岡有明漁連」という。）である。その余の正会員が集荷した乾海苔については、全漁連が販売を受託し入札を実施している。

(5) 熊本県漁連管内及びその周辺区域における乾海苔の取引の状況

ア 熊本県漁連管内で生産される乾海苔は、ほとんどが熊本県漁連が運営する共販を利用して販売されており、その販売金額は令和2年度（令和2年7月から令和3年6月まで。以下「年度」というときは、この例による。）で約98億8154万円、令和3年度で約107億7828万円、令和4年度で約132億8357万円である。

なお、熊本県漁連管内で生産される乾海苔のうち大浜漁協の管轄する区域で生産される乾海苔は、ほとんど全てが全海苔が運営する共販を利用して販売されており、その販売金額は令和2年度で約8億2054万円、令和3年度で約9億2599万円、令和4年度で約8億1649万円であるが、前記の熊本県漁連が運営する共販を利用して販売されている販売金額と比較すると小規模である。

イ 有明海沿岸で生産される乾海苔は、製品化に際して「有明海産」等と生産地を明記している場合があるほか、日本国内の他の地域で生産される乾海苔とは特徴及び用途を異にしていることから、他に代えることが困難な場合が多い。有明海沿岸で生産される乾海苔は、ほとんどが熊本県漁連、佐賀有明漁協、福岡有明漁連又は全漁連が運営する共販を利用して販売されており、それらの販売金額の合計は、令和2年度で約432億8161万円、令和3年度で約483億3515万円、令和4年度で約405億9223万円である。

前記アの熊本県漁連が運営する共販を利用して販売されている販売金額が前記の販売金額の合計に占める割合は、令和2年度で約22.8パーセント、令和3年度で約22.2パーセント、令和4年度で約32.7パーセントである。

2 熊本県漁連による乾海苔の系統外出荷に関する制限

(1) 15漁協の管轄する区域内の海苔生産者に対し、15漁協を介して、熊本県漁連が運営する乾海苔の共販の利用を認める条件として、乾海苔の全量に

ついて特定系統出荷を求めることにより、乾海苔の系統外出荷を行わないようにさせている行為

ア 熊本県漁連は、遅くとも平成30年10月頃以降、毎年、15漁協の管轄する区域内の海苔生産者に対し、15漁協を介して、「製品については全量組合出荷を前提とし、系統共販体制を遵守します。」という規定を含む「誓約書」を提示して、これに署名又は押印した上で当該海苔生産者が所在する区域を管轄する漁協に提出することを要請している。

また、熊本県漁連は、15漁協に対し、各漁協が管轄する区域内の海苔生産者から当該各漁協に「誓約書」を提出させること及び提出された「誓約書」の写しを熊本県漁連に提出することを要請している。

そして、15漁協の管轄する区域内の全ての海苔生産者は、自らが署名又は押印した「誓約書」を自らが所在する区域を管轄する漁協に提出し、15漁協は、提出された「誓約書」の写しを熊本県漁連に提出している。

15漁協の管轄する区域内の海苔生産者の中には、熊本県漁連の前記の要請に応じない場合、熊本県漁連が運営する乾海苔の共販の利用を認められなくなることを懸念し、「誓約書」を自らが所在する区域を管轄する漁協に提出している者がいる。

イ 熊本県漁連は、遅くとも平成30年10月頃以降、毎年、15漁協に対し、「全量系統共販体制を前提として生産者へ指導を行う。」という規定を含む「覚書」を提示して、これに記名及び押印した上で提出することを要請している。

そして、15漁協は、自らが記名及び押印した「覚書」を熊本県漁連に提出している。

ウ 熊本県漁連は、前記ア及びイの要請により、15漁協の管轄する区域内の海苔生産者に対し、15漁協を介して、生産した乾海苔の全量を、当該海苔生産者が所在する区域を管轄する漁協に出荷させ、当該漁協を介して特定系統出荷を行うようにさせている。

(2) 15漁協の管轄する区域内の海苔生産者に対し、15漁協を介して、熊本県漁連が運営する乾海苔の共販の利用を認める条件として、熊本県漁連が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔について、熊本県漁連への処分の一任を求めることにより、当該乾海苔の系統外出荷を行わないようにさせている行為

- ア 熊本県漁連が15漁協の管轄する区域内の海苔生産者に提出を要請している前記(1)アの「誓約書」には、平成30年度から令和2年度までには「不良海苔の処理についても系統団体の主旨に従うものとする。」、令和3年度以降には「確定した無札品の処分方法については、従来通り系統団体に一任します。」という規定が含まれている。
- イ 熊本県漁連は、前記アの規定を含む「誓約書」に係る前記(1)アの要請により、15漁協の管轄する区域内の海苔生産者に対し、15漁協を介して、当該海苔生産者が特定系統出荷を行った乾海苔のうち、熊本県漁連が実施する入札に付したものの応札されなかったものについて、熊本県漁連に処分を一任させ、これを当該海苔生産者に返却しないこととしている。
- (3) 乙種指定商社に対し、浜買いを行わないことを求めている行為
- ア 熊本県漁連は、乙種指定商社に対し、遅くとも平成30年10月頃以降、3年ごとに、乾海苔の生産に当たって使用を禁止する薬剤等並びに違反した場合の契約解除及び損害賠償等について定めた「活性処理剤等に関する覚書」を取り交わすことを要請しているところ、当該覚書には、「乙は共販に上場された海苔以外は直接・間接を問わず買付を行わないこととし、これに反した場合、甲は共販取引製品についても本覚書を適用しないものとする。」という規定（なお、規定中の「甲」は熊本県漁連を、「乙」は乙種指定商社を指す。）が含まれている。
- そして、全ての乙種指定商社は、熊本県漁連との間で「乾海苔入札並びに売買契約書」の締結に付随して、「活性処理剤等に関する覚書」を取り交わしている。
- イ(ア) 熊本県漁連は、遅くとも平成30年10月頃以降、毎年、乙種指定商社の任意団体である熊本県乾海苔指定商社組合（以下「乙種指定商社組合」という。）に対し、「乾海苔共販に関する確認書」を取り交わすことを要請しているところ、当該確認書には、平成30年度から令和3年度までには、「指定商社は甲の乾海苔共販期間中は、直接と間接を問わず乾海苔の浜買いは一切行わない。」という規定（なお、規定中の「甲」は熊本県漁連を指す。）が含まれていた。そして、乙種指定商社組合は、熊本県漁連との間で、毎年、「乾海苔共販に関する確認書」を取り交わしている。
- なお、熊本県漁連と乙種指定商社との間で締結される前記アの「乾海

「乾海苔入札並びに売買契約書」には、入札は当該契約書に定める規定のほか当該確認書の定めに従って実施される旨の規定がある。

(イ) 熊本県漁連は、令和4年11月25日付の乙種指定商社組合との「乾海苔共販に関する確認書」から、浜買いを行わないこととする旨の規定を削除している。

(4) 甲種指定商社に対し、浜買いを行わないことを求めていた行為

ア(ア) 熊本県漁連は、甲種指定商社に対し、遅くとも平成29年10月頃以降、3年ごとに、佐賀有明漁協、福岡有明漁連及び全漁連と連名で、前記(3)アと同様の「活性処理剤等に関する覚書」を取り交わすことを要請しているところ、平成29年10月頃及び令和2年11月頃に取り交わした「活性処理剤等に関する覚書」には、「乙は共販に上場された海苔以外は直接、間接を問わず買付を行わないこととし、これに反した場合、甲は共販取引製品についても本覚書を適用しないものとする。」という規定（なお、規定中の「甲」は熊本県漁連等を、「乙」は甲種指定商社を指す。このアにおいて同じ。）が含まれていた。

そして、全ての甲種指定商社は、熊本県漁連、佐賀有明漁協、福岡有明漁連及び全漁連との間で「乾海苔入札及び売買契約書」の締結に付随して、「活性処理剤等に関する覚書」を取り交わしている。

(イ) 熊本県漁連は、令和5年11月頃に甲種指定商社との間で取り交わした「活性処理剤等に関する覚書」において、前記規定を「甲が主催する共販取引製品以外については、本覚書を適用しないものとする。」に変更している。

イ(ア) 九州共販協議会は、遅くとも平成30年10月頃以降、毎年、甲種指定商社の任意団体である全九州地区海苔入札指定商組合（以下「甲種指定商組合」という。）に対し、「乾海苔共販に関する確認書」を取り交わすことを要請しているところ、当該確認書には、平成30年度から令和元年度までにあつては、「指定商社は、共販に上場された乾海苔以外は買付を行わないこととし、これに違反した場合、共販取引製品についても売買契約書を適用しないものとする。」という規定が含まれていた。そして、甲種指定商組合は、九州共販協議会との間で、毎年、「乾海苔共販に関する確認書」を取り交わしている。

なお、熊本県漁連と甲種指定商社との間で締結される前記ア(ア)の「乾

海苔入札及び売買契約書」には、入札は当該契約書に定める規定のほか当該確認書の定めに従って実施される旨の規定がある。

(イ) 九州共販協議会は、甲種指定商組合からの求めにより令和2年11月5日付の甲種指定商組合との「乾海苔共販に関する確認書」から、浜買いを行わないこととする旨の規定を削除している。

(5) 指定商社に対し、熊本県漁連が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔について、熊本県漁連が処分することの確認を求めていた行為ア 九州共販協議会が甲種指定商組合に取り交わすことを要請している前記(4)イ(ア)の「乾海苔共販に関する確認書」、及び、熊本県漁連が乙種指定商社組合に取り交わすことを要請している前記(3)イ(ア)の「乾海苔共販に関する確認書」には、平成30年度から令和4年度までにあつては、「札無品と確定した時、その明細を明らかにし」、「処分するものとする」という規定が含まれていた。

そして、熊本県漁連は、熊本県漁連が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔の全てを処分していた。

イ 九州共販協議会は、令和5年11月7日付の甲種指定商組合との間で取り交わした「乾海苔共販に関する確認書」において、前記規定を「札無品と確定した時、甲はその明細を乙に報告し、生産者に確認した上で処理するものとする。」（なお、規定中の「甲」は熊本県漁連等を、「乙」は甲種指定商社を指す。）に変更している。また、熊本県漁連は、令和5年11月頃に乙種指定商社組合との間で取り交わした「乾海苔共販に関する確認書」における前記規定も、同様に変更している。

3 前記2(1)から(5)までの行為による影響等

前記2(1)及び(2)の熊本県漁連の行為は、15漁協の管轄する区域内の海苔生産者が自ら生産した乾海苔の系統外出荷を事実上禁止するものである。

また、前記2(3)から(5)までの熊本県漁連の行為は、15漁協の管轄する区域内の海苔生産者が系統外出荷を行う場合に有力な販売先となり得る指定商社が浜買いを行うことを制限し、前記2(1)及び(2)の熊本県漁連の行為の実効性を高めるものである。

そして、15漁協の管轄する区域内で生産される乾海苔のほとんど全てが、特定系統出荷により流通しており、系統外出荷により流通する乾海苔は僅かな量にとどまっている。

前記2(1)から(5)までの行為の影響を具体的に示す例として、以下のような事実がある。

(1) 15漁協の管轄する区域内の海苔生産者の中には、熊本県漁連の前記2(1)の行為により、熊本県漁連が運営する乾海苔の共販の利用を認められなくなる事、自らが所在する区域を管轄する漁協から区画漁業権の行使を認められなくなる事等を懸念して、自らが生産した乾海苔の系統外出荷を断念している者や僅かな量に抑えている者がいる。

加えて、指定商社の中には、熊本県漁連の前記2(1)の行為により、実際に乾海苔の浜買いに応じてくれる15漁協の管轄する区域内の海苔生産者を見つけることが困難となっている者がいる。

(2) 15漁協の管轄する区域内の海苔生産者の中には、熊本県漁連の前記2(2)の行為により、応札されなかった乾海苔の返却を自らが所在する区域を管轄する漁協に求めたが返却を受けられなかった事等から、当該乾海苔の系統外出荷を断念している者がいる。

(3) 乙種指定商社の中には、熊本県漁連の前記2(3)の行為により、熊本県漁連から入札参加資格を取り消される事を懸念して、浜買いを僅かな量に抑えている者がいる。

(4) 甲種指定商社の中には、熊本県漁連の前記2(4)の行為により、熊本県漁連から浜買いを禁止されていたため、浜買いを断念している者がいた。

(5) 指定商社の中には、熊本県漁連の前記2(5)の行為により、応札されなかった乾海苔を熊本県漁連が処分することとされていたため、当該乾海苔の浜買いを断念している者がいた。

第2 法令の適用

前記事実によれば、熊本県漁連は、15漁協を介して、15漁協の管轄する区域内の海苔生産者による乾海苔の系統外出荷を制限しているものであり、これは、熊本県漁連が、15漁協の管轄する区域内の海苔生産者の事業活動を不当に拘束する条件を付けて、当該海苔生産者と取引しているものであって、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）の第12項に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するものである。

よって、熊本県漁連に対し、独占禁止法第20条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和6年5月15日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 吉 田 安 志

委 員 泉 水 文 雄

別紙 1

番号	用語	定義
1	海苔生産者	漁協から海苔の養殖業に係る区画漁業権の行使を認められて、乾海苔を生産する当該漁協の組合員
2	乾海苔	養殖して収穫した海苔から異物を除去し、洗浄、細断等を行った上で、均一の厚さの板状になるように伸ばして乾燥させたもの
3	共販	海苔生産者が生産した乾海苔について、検査や等級付けを行った上で、漁連等が実施する入札により、海苔製品の製造業者又は販売業者に販売する仕組み
4	系統出荷	海苔生産者が、自ら生産した乾海苔を、自らが所在する区域を管轄する漁協又はその上部団体が運営する共販を利用して販売すること
5	特定系統出荷	系統出荷のうち、熊本県漁連が運営する共販を利用して販売すること
6	系統外出荷	1 6 漁協の管轄する区域内の海苔生産者が、特定系統出荷以外の方法により自らが生産した乾海苔を販売すること
7	乙種指定商社	熊本県漁連が実施する乾海苔の入札に参加できる資格を有する海苔製品の製造業者又は販売業者
8	浜買い	海苔製品の製造業者又は販売業者が、熊本県漁連が運営する共販を利用せずに、熊本県漁連管内の海苔生産者から乾海苔を買い付けること
9	甲種指定商社	熊本県漁連、佐賀有明漁協、福岡有明漁連又は全漁連が九州地区において実施する全ての乾海苔の入札に参加できる資格を有する海苔製品の製造業者又は販売業者
1 0	指定商社	甲種指定商社及び乙種指定商社の総称
1 1	漁業権	漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）に基づき行政庁の免許を受けた者が、一定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利
1 2	区画漁業権	漁業権のうち、一定の区域において養殖業を営む権利

番号	用語	定義
1 3	誓約書	1 5 漁協に乾海苔を出荷するに当たって海苔生産者が遵守すべき事項を熊本県漁連が定めた「誓約書」と題する文書
1 4	覚書	熊本県漁連に乾海苔を出荷するに当たって1 5 漁協が遵守すべき事項を熊本県漁連が定めた「覚書」と題する文書

別紙 2

番号	漁業協同組合名
1	荒尾漁業協同組合
2	海路口漁業協同組合
3	網田漁業協同組合
4	沖新漁業協同組合
5	小島漁業協同組合
6	川口漁業協同組合
7	河内漁業協同組合
8	熊本北部漁業協同組合
9	住吉漁業協同組合
1 0	岱明漁業協同組合
1 1	滑石漁業協同組合
1 2	畠口漁業協同組合
1 3	松尾漁業協同組合
1 4	三角町漁業協同組合
1 5	横島漁業協同組合